

令和6年度青森県・板柳町連携融資制度

板柳町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、信用保証料の補助を行います。

1. 板柳町内で創業する方

- ◎対象資金 青森県「青森新時代」への架け橋資金【創業する事業】
- ◎対象者 町内に主な事業所を有する中小企業者で、新たに事業を開始しようとする方で、次のいずれにも該当する方。
- ①町内において営業を開始する者または営業開始後1年未満の者。
※町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。
 - ②町に納付すべき税金を滞納していないこと。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 7年以内（うち据置期間1年以内）
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助（県が30%を補助、町が70%を補助）

2. 一般的な事業資金を必要としている方

- ◎対象資金 青森県事業活動応援資金【事業活動枠】
- ◎対象者 次のいずれにも該当する方。
- ①町内に住所又は主な事業所を有する者で、1年以上継続し同一事業を営んでいること。
※町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。
 - ②町に納付すべき税金を滞納していないこと。
- ◎補助対象融資額 3,000万円以内
- ◎補助対象期間 運転資金…10年以内（うち据置期間2年以内）
設備資金…15年以内（うち据置期間3年以内）
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助（町が100%を補助）
（経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。）

◎上記補助の対象となる融資の実施期間…**令和6年4月1日～令和7年3月31日まで**

◎予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、上記融資制度を利用することは可能です。

〈お問い合わせ先〉

○信用保証料補助に関すること…板柳町商工観光課 電話 0172-72-1500

○青森県特別保証融資制度に関すること

…青森県経済産業政策課 電話 017-734-9368（直）

<連携融資制度に関するQ&A>

Q1.【2. 一般的な事業資金を必要としている方】について「板柳町小口資金」(または「板柳町事業活性化資金」)の借入金残高がありますが、この制度を利用できますか？

A1.「板柳町小口資金」(または「板柳町事業活性化資金」)の借入金残高がある場合でも、連携融資制度の要件を満たす場合は新たに利用することができます。

Q2. 板柳町に本社又は主たる事業所(個人の場合は住所)がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記(個人の場合は住所)が板柳町にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

Q3.【1. 板柳町内で創業する方】について希望融資額が1,000万円を超える場合または融資期間が7年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A3. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内かつ融資期間7年以内(うち据置期間が1年以内)」のものに限られます。

ただし、例えば、融資額1,500万円を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

【2】の連携融資制度も同様に、融資額かつ融資期間が限られます。その場合、補助対象となる融資額と補助対象外の融資額を2口に分けることで、当該融資額の信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q4. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A4. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(※)の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類(法人の登記事項証明書など)を併せてご提出ください。

(※) 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(順不同)

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会、